



議案第五十六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を
求める。

昭和五十年六月九日

三朝町長 松村 壽 成

昭和五〇年六月九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

専決第二号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十年五月三十日

三朝町長 松村 喬 成

三朝町条例第二十二号

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料及び手数料徴収条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「二千四百円以内」を「二千九百円以内」に改める。
「五百円以内」を「六百円以内」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年六月一日から施行する。